

増える劇場型勧誘

話題の事業に乗り詐欺

(2015年2月17日掲載原稿)

複数の業者が登場し、役割分担をして消費者をだまそうとする「劇場型勧誘」に関する相談が全国の消費生活センターに多数寄せられています。被害の大半は高齢者。その多くは電話勧誘によるものです。代表的な手口を紹介します。

A社が社債や権利購入のパンフレットを高齢者宅に送付。その後、B社が電話をかけてきます。B社は「A社のパンフレットが届いていないか。代理購入してくれたら高値で買い取る」「個人しか購入できないので名義を貸してほしい」などと言って購入をあおります。そしてお金を払った後はA、B社とも連絡が取れなくなり、価値のない権利証券だけが残ります。

中には公的機関を名乗って、「A社は大丈夫」などと手の込んだ勧誘をするケースもあります。

以前は未公開株や怪しい社債、海外の通貨や不動産、ダイヤなどが投資の対象でしたが、最近では老人ホームの入居権や二酸化炭素(CO₂)排出権などさまざまな権利の取引にまつわるものが多いです。また、東京オリンピック、シェールガス、太陽光発電など世の中で話題になっている事業や、架空の企業進出話、流出した個人情報の削除などがあります。

このような電話がかかってきたら、相手にせずすぐに電話を切ってください。不審に思ったら一人で判断せずに家族や友人、役場、警察、消費生活センターに相談してください。

電話は劇場型勧誘だけでなく、子供や孫をかたる「おれおれ詐欺」「振り込め詐欺」などに利用されることがあります。平素から十分な警戒心が必要です。